

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和 4 年 4 月 15 日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

手当の別紙の 1 号かつ 2 号両方とも該当しているにもかかわらず非該当の判定。

1 号は愛の手帳 2 度かつ、難治性のてんかん（食事中のチアノーゼ及びけいれん。てんかん発作を週 1～2 日位起こし、救急車を呼ぶなど入院になるケースもあります。）がある事は伝えたので 1 号に該当する為。

2 号の愛の手帳 2 度かつ起立位が保てないというのを判定時に見て頂いたにもかかわらず非該当の為。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 月 1 1 日	諮問
令和 5 年 2 月 2 日	審議（第 7 5 回第 4 部会）
令和 5 年 3 月 7 日	審議（第 7 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 条例及び規則（受給資格認定の要件と手続）

ア 重度手当の支給には、心身に条例別表（別紙 1）に定める程度の重度の障害を有することが必要である（条例 2 条 1 項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けなければならない（条例 4 条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例 5 条 1 項、規則 7 条 1 項及び 2 項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査するものである（規則 8 条 1 項及び 2 項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

イ 条例別表 1 号の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」とされている。

また、条例別表 2 号の対象者は、「重度の知的障害であって、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの」とし、「（3）両上肢の機能に著しい障害を有するもの、（5）両下肢の機能に著しい障害を有するもの、（6）体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」が挙げられている。

(2) 東京都重度心身障害者手当取扱要領

ア 重度心身障害者

重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)によれば、重度手当支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」（条例1条参照）、すなわち、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされている。

イ 常時複雑な介護

本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 条例別表1号の該当者

本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の該当者は、条例別表1号記載の精神症状を有する者で、かつ、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にあるものとされている。

エ 条例別表1号及び別表2号の重度の知的障害

本件要領第2・3・(3)及び(4)によれば、条例別表1号及び別表2号において、「『知的障害』とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいう。『重度の知的障害』とは、標準化

された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいう。」とされている。

オ 本件要領の位置付け

本件要領は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分の検討

(1) 条例別表2号の該当性

本件申請書によれば、請求人の障害の状況は、条例別表2号(3)に該当する旨記載されているので、まず、請求人の障害の程度が同号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」と、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない。」と、身体症状については「両上肢機能が失われていると認められない。両下肢機能が失われていると認められない。座位困難と認められない。」との診断がなされている(別紙2・1から3まで)。

また、「知的障害及び精神症状についての所見」欄(別紙2・4)によれば、身体症状について、「はいはいで移動し、おもちゃを持って遊ぶことができる。」、「手をついて座位保持が可能。パラシュート反射は出たり出なかつたりだが、多少体をゆすっても倒れずに姿勢を保持できる。立位は腋窩支持または壁にもたれて1、2分可能、保持なしでは数秒の保持が可能である。歩行は独歩で数歩可能だがwide baseで不安定である。手つなぎ歩行は1～2m可能である。」、「重症筋無力症の疾患特性上、日内および免疫グロブリン投与の前後で運動能力に変動を認めるが、現状では両上肢、体幹、両下肢ともその機能が永続的に失われているとは認められない。」と診断されている。

以上のことからすると、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「はいはいで移動し、おもちゃを持って遊ぶことができる。」、「手をついて座位保持が可能。」というのであるから、「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」(条例別表2号(3))に該当する状態であるとはいえない。

また、上記の診断からすると、「両下肢の機能に著しい障害を

有するもの」（同・（５））及び「体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」（同・（６））に該当する状態であるともいえず、他に該当する障害は認められない。

以上によれば、請求人について条例別表２号に該当するということはできない。

(2) 条例別表１号の該当性

請求人が「１号に該当する」と主張し、また、本件診断書に「重度の知的障害を有すると認められる」との記載が認められることから、以下、条例別表１号「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」の該当性について検討する。

本件診断書によれば、請求人について、上述のとおり、「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙２・１）との診断がなされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない」（別紙２・２）との診断がなされている。

そして、知的障害及び精神症状についての所見欄（別紙２・３）には、「排泄はオムツで予告や報告は無い。更衣、入浴、整容は全介助である。」と記載されているものの、「食事は手づかみ食べが可能。すくったスプーンを持たせれば口に運ぶことができる。」と記載されていることからすれば、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」（本件要領第２・３・(3)・ア）にあると判断することはできない。

また、上記所見欄には、「癩癩、自分の頭を叩くなどの自傷、髪を引っ張るなどの他害を認めるが、常時の注意を払う程度ではない。」、「精神症状についても年齢不相応な問題行動は認められない。」と記載されていることからすると、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っていると判断することもできない（同・イ）。

以上のことからすると、請求人は、本件要領第２・３・(3)のＡ又はイのいずれかの状態にある者とはいえないのであるから、請求人については、条例別表１号に該当するということはできない。

(3) 小 括

上記(1)及び(2)によれば、請求人について、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件申請書及び本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり（上記1・(1)）、これらの記載内容からすれば、請求人が、重度手当の受給資格を有しないと判断することが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかはない。

なお、請求人が主張するてんかんについては、請求人を診断した医師により、「発作は月2回程度」であることは聴取しているが、抗てんかん薬は単剤で重積もないため、常時介護が必要な発作型とは認められないとされている。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1及び別紙2（略）